

平成 2 9 年

上尾市教育委員会 1 0 月定例会
議案資料

目 次

議案第49号 資料 【上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について】

◇新旧対照表（別紙1）	1
◇平成29年度における幼児教育の段階的無償化の推進について（案） （別紙2）	4
◇平成29年度上尾市立平方幼稚園利用者負担額表（別紙3）	5

上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例施行規則（平成27年上尾市教委規則第6号）

現 行	改 正 案
<p>別表（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>備考</p> <p>1 市町村民税の非課税又は課税の判定及び所得割の額を算定する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項及び第45条</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>の規定は適用しないものとする。</p> <p>2 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育又は特別利用教育のあった月において生活保護法第6条第2項に規定する要保護者又は子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第22条各号に定める者（以下これらの者を「要保護者等」という。）に該当する場合における当該支給認定保護者（特定教育・保育又は特別利用教育に係る負担額算定基準額（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条の2第2項に規定する負担額算定基準額をいう。以下同じ。）が7万7,101円未満である場合における支給認定保護者に限る。）に関するこの表の規定の適用については、同表Bの項中「3,000円」とあるのは</p>	<p>別表（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>備考</p> <p>1 市町村民税の非課税又は課税の判定及び所得割の額を算定する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項、<u>第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条</u>の規定は適用しないものとする。</p> <p>2 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育又は特別利用教育のあった月において生活保護法第6条第2項に規定する要保護者又は子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第22条各号に定める者（以下これらの者を「要保護者等」という。）に該当する場合における当該支給認定保護者（特定教育・保育又は特別利用教育に係る負担額算定基準額（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条の2第2項に規定する負担額算定基準額をいう。以下同じ。）が7万7,101円未満である場合における支給認定保護者に限る。）に関するこの表の規定の適用については、同表Bの項中「3,000円」とあるのは</p>

「0円」と、「同表Cの項中
「7,500円」とあるのは「3,750
円」とする。

- 3 負担額算定基準子ども（子ども・子育て支援法施行令第14条に規定する負担額算定基準子どもをいう。）が同一世帯に2人以上いる場合の支給認定保護者に係る利用者負担額は、この表
_____の規定にかかわらず、当該支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子どもの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 子ども・子育て支援法施行令第14条第1号イからハまでに掲げる支給認定子ども当該支給認定保護者の区分に応じたこの表に定める利用者負担額に100分の50を乗じて得た額

(2) 子ども・子育て支援法施行令第14条第2号イからハまでに掲げる支給認定子ども0円

- 4 特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合の支給認定保護者（特定教育・保育又は特別利用教育に係る負担額算定基準額が7万7,101円未満である場合における支給認定保護者に限る。）に係る次の各号に掲げる支給認定子どもが受けた特定教育・保育又は特別利用教育に係る利用者負担額は、この表
_____の規定にかかわらず、当該支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子どもの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 子ども・子育て支援法施行令第14条の2第1項第1号

「0円」と、「同表Cの項 中
「7,500円」とあるのは「3,000
円」とする。

- 3 負担額算定基準子ども（子ども・子育て支援法施行令第14条に規定する負担額算定基準子どもをいう。）が同一世帯に2人以上いる場合の支給認定保護者に係る利用者負担額は、この表
_____のAの項からCの項までの規定にかかわらず、当該支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子どもの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 子ども・子育て支援法施行令第14条第1号イからハまでに掲げる支給認定子ども当該支給認定保護者の区分に応じたこの表に定める利用者負担額に100分の50を乗じて得た額

(2) 子ども・子育て支援法施行令第14条第2号イからハまでに掲げる支給認定子ども0円

- 4 特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合の支給認定保護者（特定教育・保育又は特別利用教育に係る負担額算定基準額が7万7,101円未満である場合における支給認定保護者に限る。）に係る次の各号に掲げる支給認定子どもが受けた特定教育・保育又は特別利用教育に係る利用者負担額は、この表のA
_____の項からCの項まで及び前項の規定にかかわらず、当該支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子どもの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 子ども・子育て支援法施行令第14条の2第1項第1号

イ又はロに掲げる支給認定子ども 当該支給認定保護者の区分に応じたこの表に定める利用者負担額に100分の50を乗じて得た額

(2) 子ども・子育て支援法施行令第14条の2第1項第2号イからハまでに掲げる支給認定子ども 0円

5 特定被監護者等が2人以上いる場合において、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育又は特別利用教育のあった月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者（特定教育・保育又は特別利用教育に係る負担額算定基準額が7万7,101円未満である場合における支給認定保護者に限る。）に関する前項の規定の適用については、同項中「当該各号

_____に定める額」とあるのは、「0円」とする。

6 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定教育・保育又は特別利用教育のあった月の属する年度（4月から8月までにあつては、前年度）分の市町村民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有しない者である場合における当該支給認定保護者にあつては、当該支給認定保護者の属する世帯の収入等の状況を総合的に勘案し、この表のA階層からC階層までのいずれかに区分して、この表を_____適用するものとする。

イ又はロに掲げる支給認定子ども 当該支給認定保護者が、A階層又はB階層に属するときは0円、C階層に属するときは3,750円

(2) 子ども・子育て支援法施行令第14条の2第1項第2号イからハまでに掲げる支給認定子ども 0円

5 特定被監護者等が2人以上いる場合において、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育又は特別利用教育のあった月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者（特定教育・保育又は特別利用教育に係る負担額算定基準額が7万7,101円未満である場合における支給認定保護者に限る。）に関する前項の規定の適用については、同項中「当該支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子どもの区分に応じ、当該各号に定める額」とあるのは、「0円」とする。

_____に定める額」とあるのは、「0円」とする。

6 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定教育・保育又は特別利用教育のあった月の属する年度（4月から8月までにあつては、前年度）分の市町村民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有しない者である場合における当該支給認定保護者にあつては、当該支給認定保護者の属する世帯の収入等の状況を総合的に勘案し、この表のA階層からC階層までのいずれかに区分して、この表の規定を_____適用するものとする。

平成29年度における幼児教育の段階的無償化の推進について（案）

＜所要額（公費ベース）＞
 1号：約31億円 ※就園要員費含む
 2・3号：約37億円

1. 市町村民税非課税世帯の第2子無償化

0円

1号認定子ども：1,500円 2号認定子ども：3,000円 3号認定子ども：4,500円

2. 年収約360万円未満相当世帯の保護者負担軽減

◆ひとり親世帯等の保護者負担の軽減措置を更に拡充する。 ※ひとり親世帯等について、第3階層は第2子以降、第2階層は第1子以降は、既に無償。

○1号認定子どもについて

階層区分	平成27年度 保護者負担額（月額）	平成28年度 保護者負担額（月額）	平成29年度 保護者負担額（月額）
第3階層 市町村民税所得割課税世帯 77,100円以下（年収約360万円未満相当）	第1子 15,100円	7,550円（負担軽減後の半額）	3,000円

○2・3号認定子どもについて

※下記の保護者負担額は全て3歳以上児の保育標準時間認定の場合

第3階層 市町村民税所得割課税額 48,600円未満（年収約330万円未満相当）	第1子 15,500円	7,750円（負担軽減後の半額）	6,000円
第4階層の一部 市町村民税所得割課税額 97,000円未満 （年収約360万円未満相当世帯まで）	第1子 27,000円	13,500円（基準額表の半額）	6,000円

◆その他の世帯の保護者負担を以下のとおり軽減する。

○1号認定子どもについて

第3階層 市町村民税所得割課税世帯 77,100円以下 （年収約360万円未満相当）	第1子 16,100円 第2子 8,050円	（同左）	14,100円 7,050円
---	---------------------------	------	-------------------

平成 29 年度上尾市立平方幼稚園利用者負担額表

(単位：円)

階層区分	子の区分	国の基準 (※1)		利用者負担 (月額) (※1)		
		改正前	改正後	改正前	改正後	
A 生活保護世帯	第 1 子	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
	第 2 子	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
	第 3 子以降	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
B 市町村民税非課税世帯 (均等割のみ課税世帯を含む。)	第 1 子	3,000 (0)	3,000 (0)	3,000 (0)	3,000 (0)	
	第 2 子	<u>1,500</u> (0)	<u>0</u> (0)	<u>1,500</u> (0)	<u>0</u> (0)	
	第 3 子以降	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
C 市町村民税所得割額 77,100 円以下の世帯 (年収約 270 万円～360 万円)	第 1 子	<u>16,100</u> <u>(7,550)</u>	<u>14,100</u> <u>(3,000)</u>	7,500 <u>(3,750)</u>	7,500 <u>(3,000)</u>	
	第 2 子	<u>8,050</u> (0)	<u>7,050</u> (0)	3,750 (0)	3,750 (0)	
	第 3 子以降	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
D	市町村民税所得割額 211,200 円以下の世帯 (年収～約 680 万円)	第 1 子	20,500 (20,500)	20,500 (20,500)	7,500 (7,500)	7,500 (7,500)
		第 2 子	10,250 (10,250)	10,250 (10,250)	3,750 (3,750)	3,750 (3,750)
		第 3 子以降	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	市町村民税所得割額 211,201 円以上の世帯 (年収約 680 万円～)	第 1 子	25,700 (25,700)	25,700 (25,700)	7,500 (7,500)	7,500 (7,500)
		第 2 子	12,850 (12,850)	12,850 (12,850)	3,750 (3,750)	3,750 (3,750)
		第 3 子以降	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

※1 () 内の金額は、ひとり親世帯等、在宅障害児 (者) のいる世帯、その他世帯 (生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯) に該当した場合の金額

